



発行 東京都

目次

130

規則

○東京都受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）

規則（人）

- 東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則……………一
- 職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 職員の条件附採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則……………二

訓令（監）

○東京都監査事務局処務規程の一部改正……………二

訓令（水）

○東京都水道局処務規程の一部改正……………三

規則

東京都受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百五十九号

東京都受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則

東京都受動喫煙防止条例（平成三十年東京都条例第七十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年一月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規則（人）

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第四号

東京都人事委員会処務規則の一部を改正する規則
東京都人事委員会処務規則（昭和五十一年東京都人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「第十七条の規定に基づき任用する非常勤職員」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第五号

職員の試験及び選考に関する規則の一部を改正する規則

職員の試験及び選考に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条第九号中「前八号」を「前各号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員の職

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の条件附採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第六号

職員の条件附採用の期間の延長に関する規則の一部を改正する規則

職員の条件附採用の期間の延長に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の条件附採用の期間の延長に関する規則

第一条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「及び第二十二條第一項」を「、第二十二條及び第二十二條の二第七項」に、「基き」を「基づき」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

第二条の見出し中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同条第一項中「条件附採用」を「条件付採用」に、「その日数」を「、その日数」に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「条件附採用」を「条件付採用」に、「終る」を「終わる」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「条件付採用の期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十七日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第七号

職員の臨時的任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の臨時的任用に関する規則（昭和二十八年東京都人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二條第二項」を「第二十二條の三第一項」に改める。

第二条中「任命権者は、」の下に「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、」を加え、「おいては」を「該当するときは」に改める。

第三条中「こえない」を「超えない」に改める。

附則

この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。

訓 令 (監)

●東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程（昭和五十六年東京都監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

- 東京都監査委員 清水 やすこ
- 東京都監査委員 神 林 茂
- 東京都監査委員 友 渕 宗 治
- 東京都監査委員 岩 田 喜美枝
- 東京都監査委員 松 本 正一郎

第十八條の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「第十七條の規定に基づき任用する非常勤職員」を「第二十二條の二第一項第一号に掲げる会計

年度任用職員」に改める。

附則

この訓令は、平成三十二年四月一日から施行する。

訓令(水)

●東京都水道局訓令第三号

局内一般
各事業所

東京都水道局処務規程(昭和二十七年東京都水道局訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十七日

東京都水道局長 中嶋正宏

第五十九条中「東京都水道局一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程」を「東京都水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程」に改める。

附則

この規程は、平成三十二年四月一日から施行する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



リサイクル適性